

議案第 12 号

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町消防団員等公務災害補償条例（平成17年多可町条例第196号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多可町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表

の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた多可町消防団員等公務災害補償条例第5条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第8条の2に規定する傷病補償年金、第9条に規定する障害補償年金及び第11条に規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 多可町消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表

現 行	改 正																																						
<p>(補償基礎額)</p> <p><b>第5条 (略)</b></p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>別表 (第5条関係)</b> 補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円 <u>12,440</u></td> <td>円 <u>13,320</u></td> <td>円 14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>円 <u>10,670</u></td> <td>円 <u>11,550</u></td> <td>円 <u>12,440</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>円 <u>8,900</u></td> <td>円 <u>9,790</u></td> <td>円 <u>10,670</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200	分団長及び副分団長	円 <u>10,670</u>	円 <u>11,550</u>	円 <u>12,440</u>	部長、班長及び団員	円 <u>8,900</u>	円 <u>9,790</u>	円 <u>10,670</u>	<p>(補償基礎額)</p> <p><b>第5条 (略)</b></p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>別表 (第5条関係)</b> 補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円 <u>12,500</u></td> <td>円 <u>13,350</u></td> <td>円 14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>円 <u>10,800</u></td> <td>円 <u>11,650</u></td> <td>円 <u>12,500</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>円 <u>9,100</u></td> <td>円 <u>9,950</u></td> <td>円 <u>10,800</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 14,200	分団長及び副分団長	円 <u>10,800</u>	円 <u>11,650</u>	円 <u>12,500</u>	部長、班長及び団員	円 <u>9,100</u>	円 <u>9,950</u>	円 <u>10,800</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200																																				
分団長及び副分団長	円 <u>10,670</u>	円 <u>11,550</u>	円 <u>12,440</u>																																				
部長、班長及び団員	円 <u>8,900</u>	円 <u>9,790</u>	円 <u>10,670</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 14,200																																				
分団長及び副分団長	円 <u>10,800</u>	円 <u>11,650</u>	円 <u>12,500</u>																																				
部長、班長及び団員	円 <u>9,100</u>	円 <u>9,950</u>	円 <u>10,800</u>																																				
<p>備考</p> <p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p>	<p>備考</p> <p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p>																																						

現 行	改 正
2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。	2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。